

教員免許更新制の実施に伴い、幼稚園、認定こども園 の方々に御理解、お取り組みいただきたいこと

文部科学省初等中等教育局教職員課
(平成29年1月)

目次

1. はじめに.....	2
2. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続きの流れ.....	5
3. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ.....	12
4. 旧免許状所持者の修了確認期限の延期申請の流れ.....	14
5. 免許状更新講習の内容.....	19
6. 各幼稚園の園長等に取り組んでいただきたい事項.....	22
7. よくある御質問.....	23
(参考)教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について.....	25

1. はじめに

【本項目でのポイント】

教員免許更新制の目的、新免許状と旧免許状の違い、幼保連携型認定こども園の保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて御理解ください。

<教員免許更新制について>

- 平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されています。
- 教員免許更新制の目的は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

<新免許状と旧免許状の違い>

- 平成21年4月以降に授与される教員免許状（新免許状）には10年間の有効期間が定められています。新免許状を持っている者は有効期間の満了までの2年2か月内に大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して有効期間を更新することが必要となります。
有効期間の異なる複数の新免許状を持っている場合、遅く満了する有効期間に自動的に統一されるので、遅い方の「有効期間の満了の日」までの2年2か月内に上記のとおり必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。
- また、旧免許状を1枚でも持っている者が平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を取得した場合、その免許状は旧免許状として授与されるため、従前に持っている旧免許状と同様に有効期間は定められませんので、注意が必要です。（個人で、新免許状と旧免許状を同時に持つことはありません。）
- 平成21年3月31日までに授与された教員免許状（旧免許状）には有効期間は定められませんが、旧免許状を持って勤めている現職の教員には、各自の修了確認期限前の2年2か月内に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されているため、新免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。
- 本資料は、旧免許状所持者に係る記述を中心としています。

<保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて>

- 認定こども園には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つのタイプがあり、教員免許更新制は、このうち、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭及び幼稚園型認定こども園に勤務する幼稚園教諭が対象となります。
- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。平成27年4月1日施行。以下「改正認定こども園法」という。）」において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たに「幼保連携型認定こども園」が創設され、その中心職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。））」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則とされています。
- ただし、改正認定こども園法の施行後5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の登録の、いずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができるという経過措置が設けられています（改正認定こども園法附則第5条）
- いずれか一方の免許・資格のみを持ち保育教諭となった者は、経過措置期間が終了するまでに、もう一方の免許・資格を取得する必要があります。
- 両方の免許・資格を有して保育教諭等となった者については、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わなかった場合、修了確認期限及び有効期間の満了日の経過をもって幼稚園教諭免許状は失効することとなります。

経過措置期間内（平成32年3月31日まで）であれば、保育士資格を持っていることで、幼稚園教諭免許状が失効した場合でも保育教諭としての勤務を継続できますが、この場合、更に「改正認定こども園法」に規定する5年間の経過措置期間の終了後は保育教諭等としての資格を欠くこととなり、直ちに失職することとなります。
- 旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日を既に経過し、保育士の登録を行うことのみにより保育教諭等となった者については、経過措置期間が終了する前までに旧免許状の有効性の回復又は新免許状の再取得の手続を行わない場合、経過措置期間の終了

後は保育教諭等を失職することとなります。

- 経過措置期間の終了間際である平成31年度には、講習の受講希望が集中することが予想されることも踏まえ、幼稚園教諭免許状をお持ちの保育教諭は、免許状更新講習の受講期間を必ず確認した上で、当該期間のできるだけ早い段階から計画的に講習を受講し、免許管理者への手続きを行っていただくようお願いいたします。

2. 免許状更新講習の受講、免許管理者への手続の流れ

【本項目でのポイント】

旧免許状所持者で修了確認期限までに免許状更新講習の受講義務がある者の範囲、最初の修了確認期限の確認をはじめとする一連の流れ、手続について、各幼稚園、認定こども園の教職員へ周知いただけるよう、各事項についてご理解ください。

①各自の修了確認期限までに免許状更新講習受講・修了義務のある方

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する教職員の方は御注意ください。

幼稚園、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に勤務する教職員の中で、下記の（１）、（２）の両方に該当する方は、各自の修了確認期限の２か月前までに３０時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者に更新講習修了確認の申請を行うことが必要となります。

（１）平成２１年３月３１日までに授与された教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、栄養教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状（旧免許状）を持っている者。（保育士の資格は関係ありません。）

例：幼稚園教諭普通免許状を所持。

養護教諭普通免許状を所持。

（２）下記の①～④のいずれかの職にある者であること。

① 国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）

幼稚園に勤務する職員ではありませんが下記の方も同様となります。

② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者（都道府県教育委員会）が定める者

※ 指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。

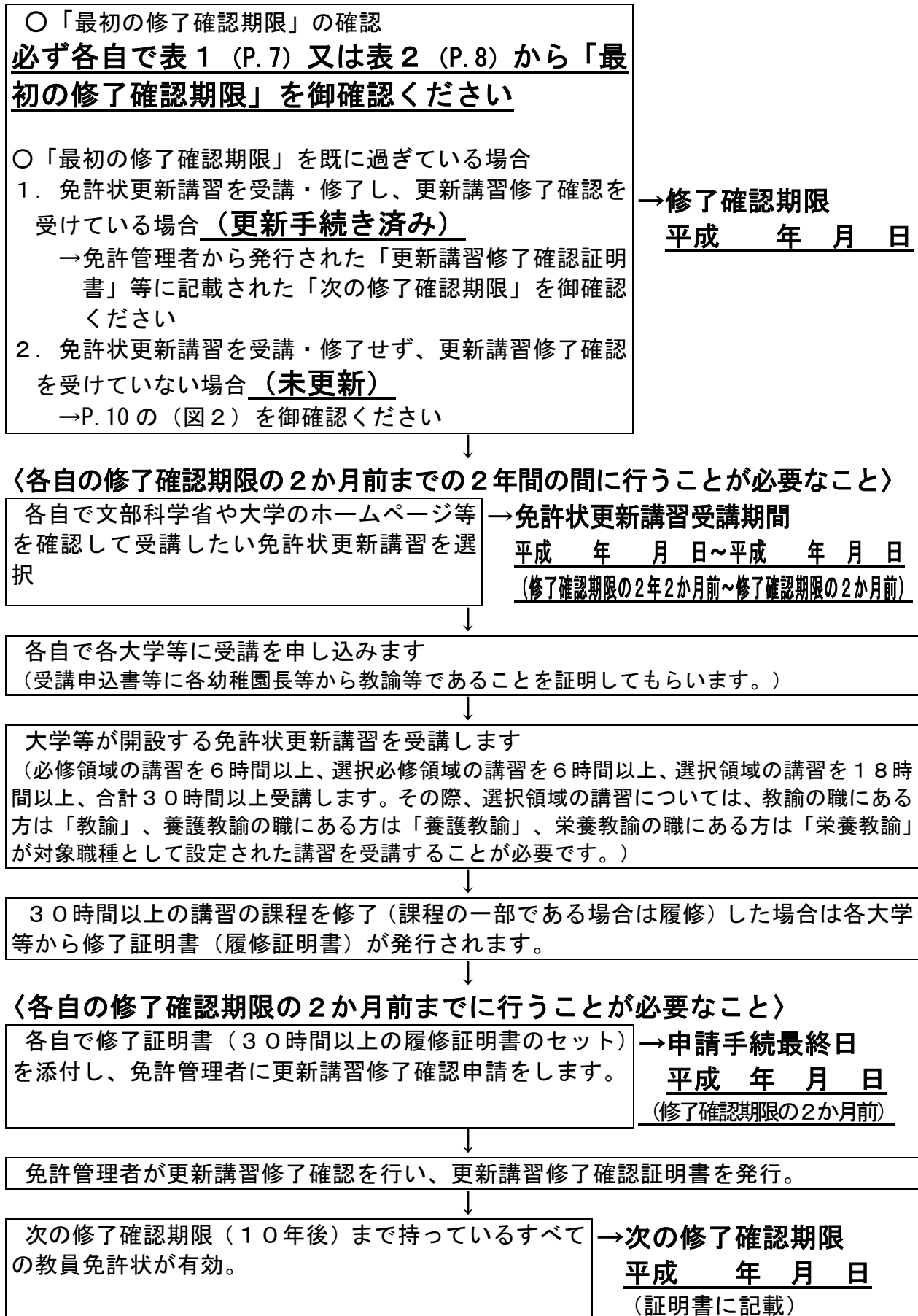
③ 地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者

※各免許管理者でその範囲は定められます。

④ 文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

免許状更新講習の受講等の基本的な流れは次の図のとおりです。

(図 1) 免許状更新講習の受講等の基本的な流れ



※幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭その他免許管理者が定める方は、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。（詳細はP.12をご確認ください。）

※免許管理者は、免許状を授与された都道府県教育委員会ではないこと、また、勤務する施設によって違うことにご注意ください。

①幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する方（保育士も含まれます）の場合は、勤務する幼稚園等が所在する都道府県の教育委員会です。

②保育所型認定こども園、保育所に勤務する保育士などの①以外の方の場合は、御自身の住所地の都道府県の教育委員会です。

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方は表2をご覧ください。）の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>(平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)</small>	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

※平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を1枚でも持つ方は、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得していても、旧免許状所持者ですので、修了確認期限を確認する際は、表1を御覧ください。

《表1の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間を御確認ください。

例1：昭和44年1月8日生まれの幼稚園教諭の方は、④の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成26年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成24年2月1日から平成26年1月31日までの間となります。

例2：昭和60年1月8日生まれの幼稚園養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

※他に旧免許状を持っている場合も、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ場合は、以下の表2を御覧ください。

※他に旧免許状を持っていて、平成21年4月1日以降に授与された栄養教諭免許状を持つ場合は、表2ではなく、表1を御覧ください。

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された幼稚園の栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2：平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

②各自の修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了義務はないが、各自の判断により免許状更新講習を受講することができる方

旧免許状を持っている者のうち、上記①の免許状更新講習受講・修了義務のある方以外の方々は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務は課されていませんので、講習を受講・修了しないまま修了確認期限が過ぎてもお持ちの教員免許状が失効することはありません。ただし、そのうち、下記の方々は、各自の判断で修了確認期限までに免許状更新講習を受講して免許管理者に必要な申請を行うことができます。

また、修了確認期限が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要です。（P.10（図2）もご確認ください。）

- ① 幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する学校栄養職員、養護職員
- ② 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園に勤務する保育士
- ③ かつて幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小学校等の校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）であった方で、今後、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）の職に就くことを希望する方
- ④ 今後、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（臨時講師、非常勤講師を含みます。）と

して任命、雇用されることが見込まれる方（非常勤講師リストに登録していること（※）、採用内定が出されていること等）

⑤ その他文部科学大臣、免許管理者が定める者

⑥ 認可保育所の保育士

⑦ 「幼稚園」と「認可外保育施設」の双方を設置する自治体や法人により設置されている認可外保育施設に勤務する保育士

（※）幼稚園を設置する学校法人等では、非常勤講師等として雇用する可能性がある者について、あらかじめリスト等の作成を行い、それらの者が講習の受講を希望する場合には、リスト登録されていること等の証明を行っていただくことが望まれます。

②、⑥、⑦以外の保育所に勤務する保育士は免許状更新講習を受講することはできません。

③各自の修了確認期限経過後に免許状更新講習を受講等しようとする場合

上記②の免許状更新講習の受講・修了義務はない方々は、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている**免許状が失効することはありません。**

ただし、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に**幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小学校等の教諭、講師等として勤務することとなったとき**は、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者から免許状更新講習を修了した後2年2か月の期間内にあることについての**「確認」を受けることが必要**となります。

この場合の手続等は、以下、（図2）を御確認ください。

（図2） 修了確認期限経過後に免許状更新講習を受講する場合の流れ

最初の修了確認期限の確認 （必ず各自で表1又は表2から「最初の修了確認期限」を御確認ください）	→最初の修了確認期限 平成 年 月 日
---	------------------------

↓
～最初の修了確認期限が経過～

↓
〈教諭等の職に就くまでに行うことが必要なこと〉

各自で文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択



各自で各大学等に受講を申し込みます。
(受講申込書等に、各認定こども園や認可保育所の園長等から、保育士等の受講対象者に該当していることを証明してもらいます。)



大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各自で修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者に修了確認の申請をします。



免許管理者が修了確認を行い、「更新講習修了確認証明書」を発行。本人へ送付。



<p>教諭等に就くことができます。 修了確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日(次の修了確認期限)まで持っているすべての教員免許状が有効。</p>	<p>→次の修了確認期限 <u>平成 年 月 日</u> (証明書に記載)</p>
--	---

3. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

【本項目でのポイント】

免許状更新講習の受講免除を希望する方も必ず免許管理者に申請手続きが必要であることにご注意ください。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭の職にある方（その他免許管理者が定める方）の場合は、P.6の（図1）に沿って免許状更新講習を受講する以外に、免許管理者（勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会）に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。この場合の流れは以下の（図3）のとおりです。

各自の判断によりいずれかの方途を選択して下さい。

免許状更新講習の受講義務のある方（P.5参照）は、以下の（1）～（6）のいずれかの事由に該当する場合には、免許状更新講習の受講免除の認定を申請することができます。

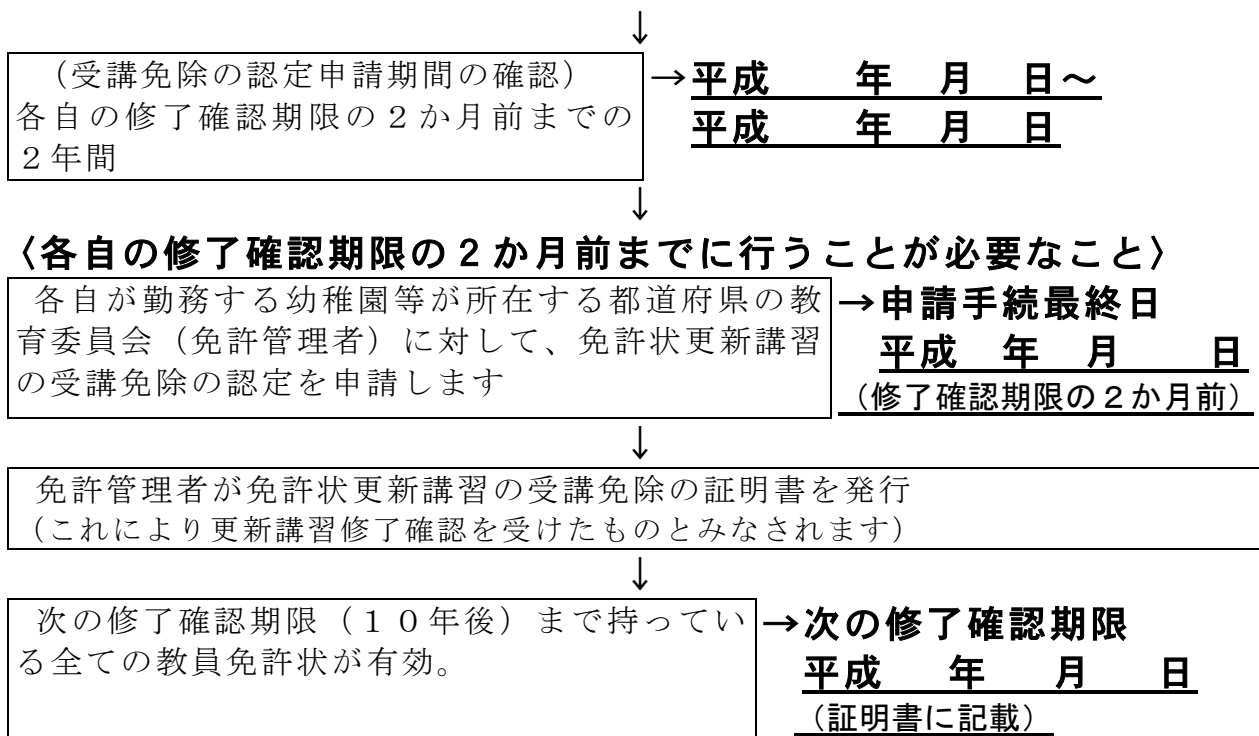
- （1）校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭であること
- （2）指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者（都道府県教育委員会）が定める者
※ 指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者でその範囲は定められます。
- （3）免許状更新講習の講師
- （4）地方公共団体の職員、幼稚園等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者
※ 各免許管理者でその範囲は定められます。
- （5）免許管理者が指定する、文部科学大臣や教育委員会などからの優秀教員表彰等を受けた者
※ 免除対象となる表彰は、各免許管理者で定められます。
- （6）文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

（図3） 免許状更新講習の受講免除の認定申請の流れ

最初の修了確認期限の確認

（必ず各自で表1又は表2から「最初の修了確認期限」を御確認ください）

→最初の修了確認期限
平成 年 月 日



※ 免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う場合に留意いただきたい事項

【平成20年11月文部科学省初等中等教育局長通知】

2. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の際の国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の取扱いについて

施行規則第61条の4第1号及び改正省令附則第10条第1項第1号の規定により、国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭（以下「校長等」という。）の免許状更新講習の受講免除の認定申請を行う際の取扱いについては以下の通りとすること。

○ 国立学校又は私立学校においては、学校教育法に規定する校長等に該当する職が様々な名称で置かれている場合があることから、免許管理者においては、これらの職にある者から免許状更新講習の受講免除の認定申請があった場合には、当該申請者が勤務する学校を設置する国立大学法人、学校法人又は校長（校長の職にあることによる免除の認定申請の場合には、国立大学法人又は学校法人）による当該申請者が学校教育法に規定する校長等であることの証明を求めること。

○ なお、各国立学校又は私立学校においては、上記の証明を行う前提として、学則又は内部規程等において、これらの職が学校教育法上のいずれの職に該当するものであるかを明確にすること。ただし、免許状更新講習の受講免除の認定申請の際にこれらの規定を免許管理者に提示することまでは要しない。

4. 旧免許状所持者の修了確認期限の延期申請の流れ

【本項目でのポイント】

新たな免許状を授与された場合など修了確認期限を延期することができる事由が定められていることを御理解ください。

最初の修了確認期限の確認

(必ず各自で表1又は表2から「最初の修了確認期限」を御確認ください)

→最初の修了確認期限
平成 年 月 日



免許状更新講習の受講義務のある方（P.5 参照）は、以下のような事由に該当する場合には、修了確認期限の延期申請を行うことができます。

- (1) 教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。（公立施設関係のみ）
 - (2) 下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ①心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会（免許管理者）がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
 - ②地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
 - ③海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
 - ④専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
 - ⑤教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満であること。
 - ⑥その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
 - (3) 下記の①から②の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
 - ②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与（※）された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。
- ※「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれます。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。



次ページへ

<延期できる期間>

延期できる期間は教員等からの申請に基づき、下記に示す範囲内で免許管理者が決定・認定します。

申請する方は、修了確認期限の2か月前までに延期したい期間を明示して免許管理者の定める手続に従って修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1. 前ページ(1)、(2)に該当する場合には、その事由がなくなった日(前ページ(2)⑤については教員となった日)から2年2か月以内
2. 前ページ(3)①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例：修了確認期限が表1の④(平成26年3月31日)であり、教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年5月1日の方の場合、平成26年1月31日までに延期申請を行えば、最初の修了確認期限を、平成26年3月31日から平成28年5月1日に延期することができます。



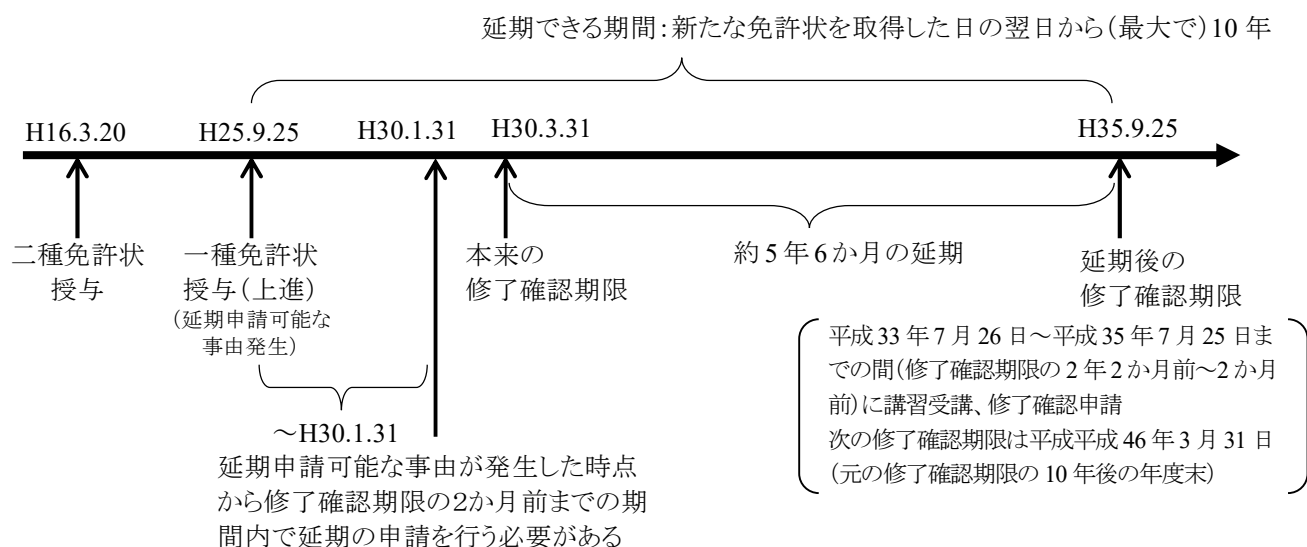
免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。



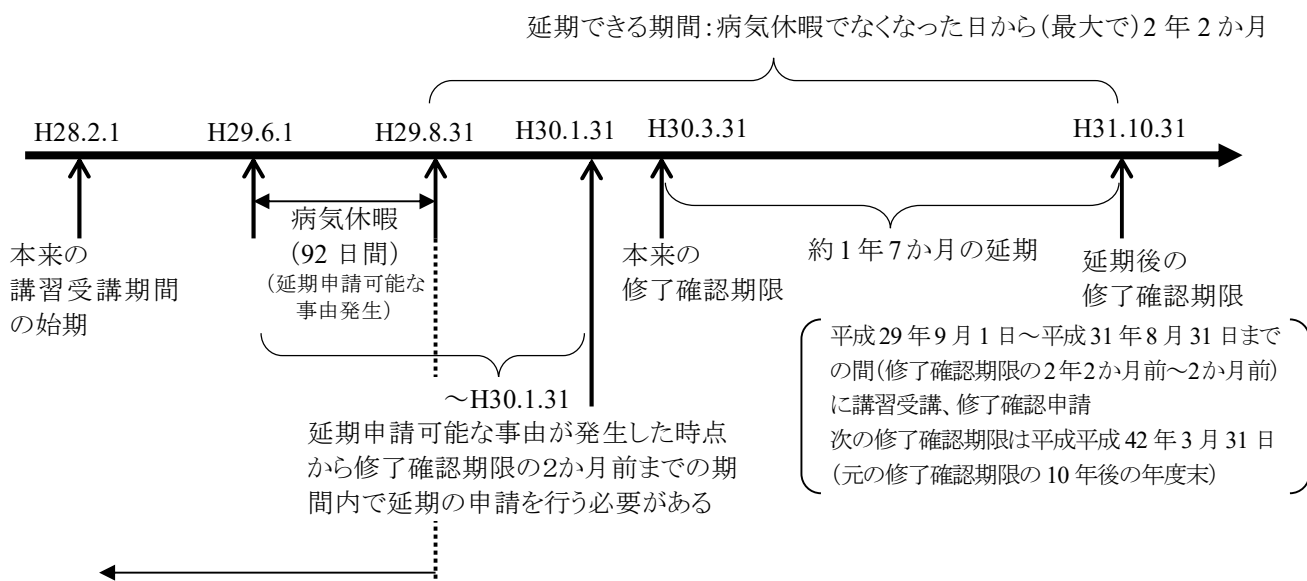
延期後の修了確認期限に基づき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

※次の免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2か月前からとなります。したがって、延期前に一部の更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その成果を活用できない場合がありますので、ご注意ください。

例1：修了確認期限の延期のイメージ (幼稚園教諭二種免許状を所持する教諭が上進した場合)



例2：修了確認期限の延期のイメージ (病気休暇を取得した場合の例)



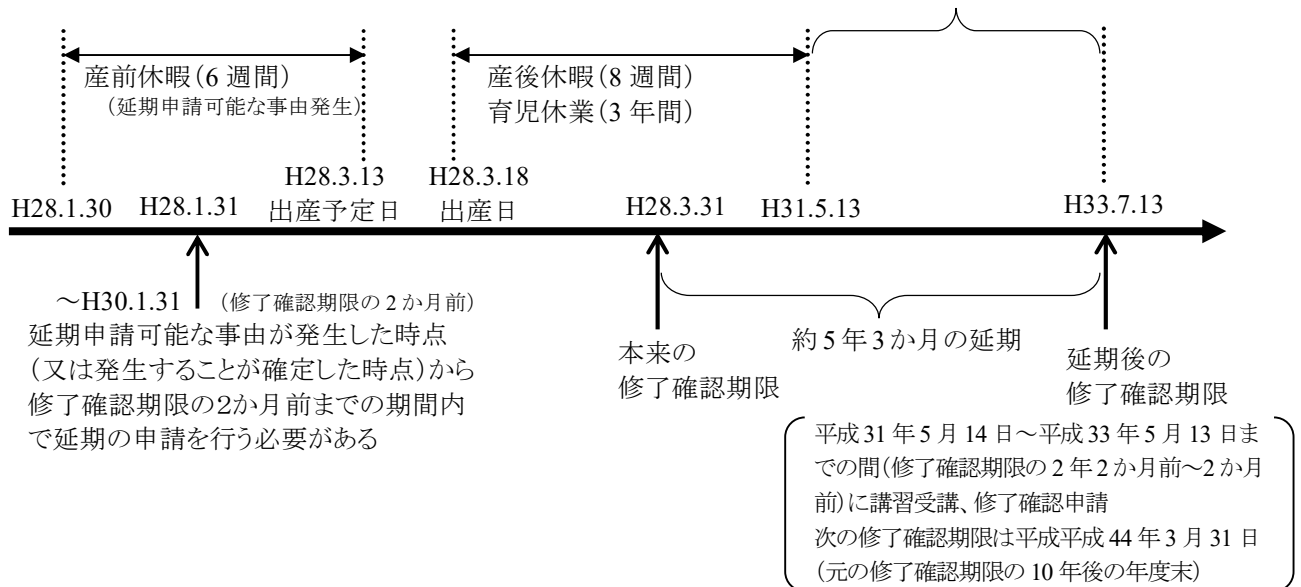
※平成31年10月31日まで修了確認期限を延期した場合、講習受講期間が平成29年9月1日(延期後の修了確認期限の2年2か月前)から開始となるため、平成29年8月31日以前に履修した講習は無効となる。

※病気休暇でなくなった日(延期事由がなくなった日)から、2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

※病気休暇により延期できる場合は、引き続き90日以上の場合が原則ですが、90日未満の病気休暇の場合であっても、免許管理者がやむを得ないと認めた場合は延期することができます。

例3：修了確認期限の延期のイメージ (産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合の例)

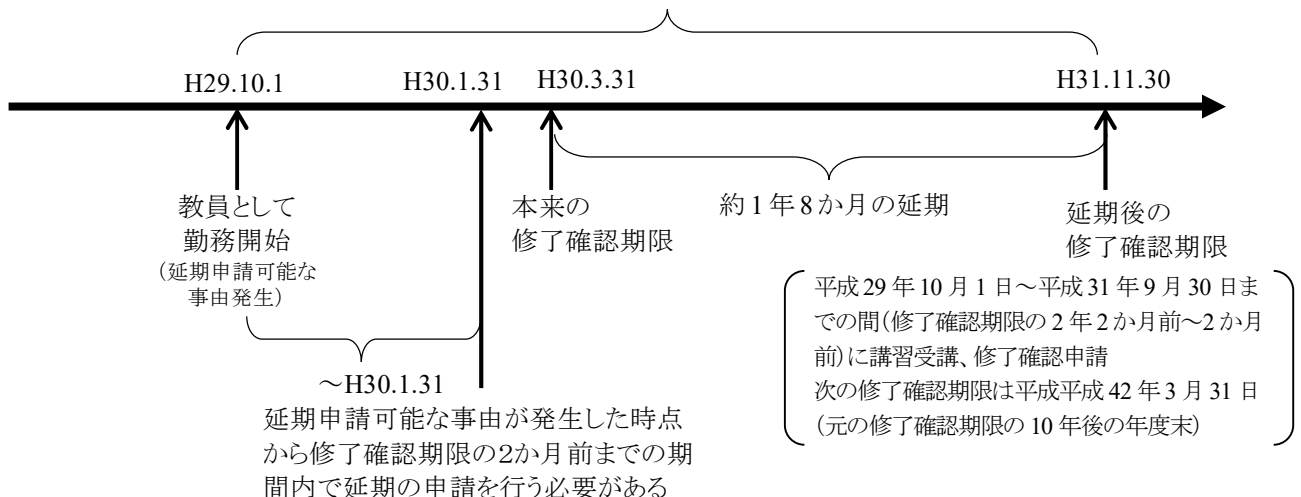
延期できる期間：育児休業でなくなった日から(最大で)2年2か月



※分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合を例にすると、育児休業が終了した日から、2年2か月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

例4：修了確認期限の延期のイメージ (教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満である場合の例)

延期できる期間：教員となった日から(最大で)2年2か月



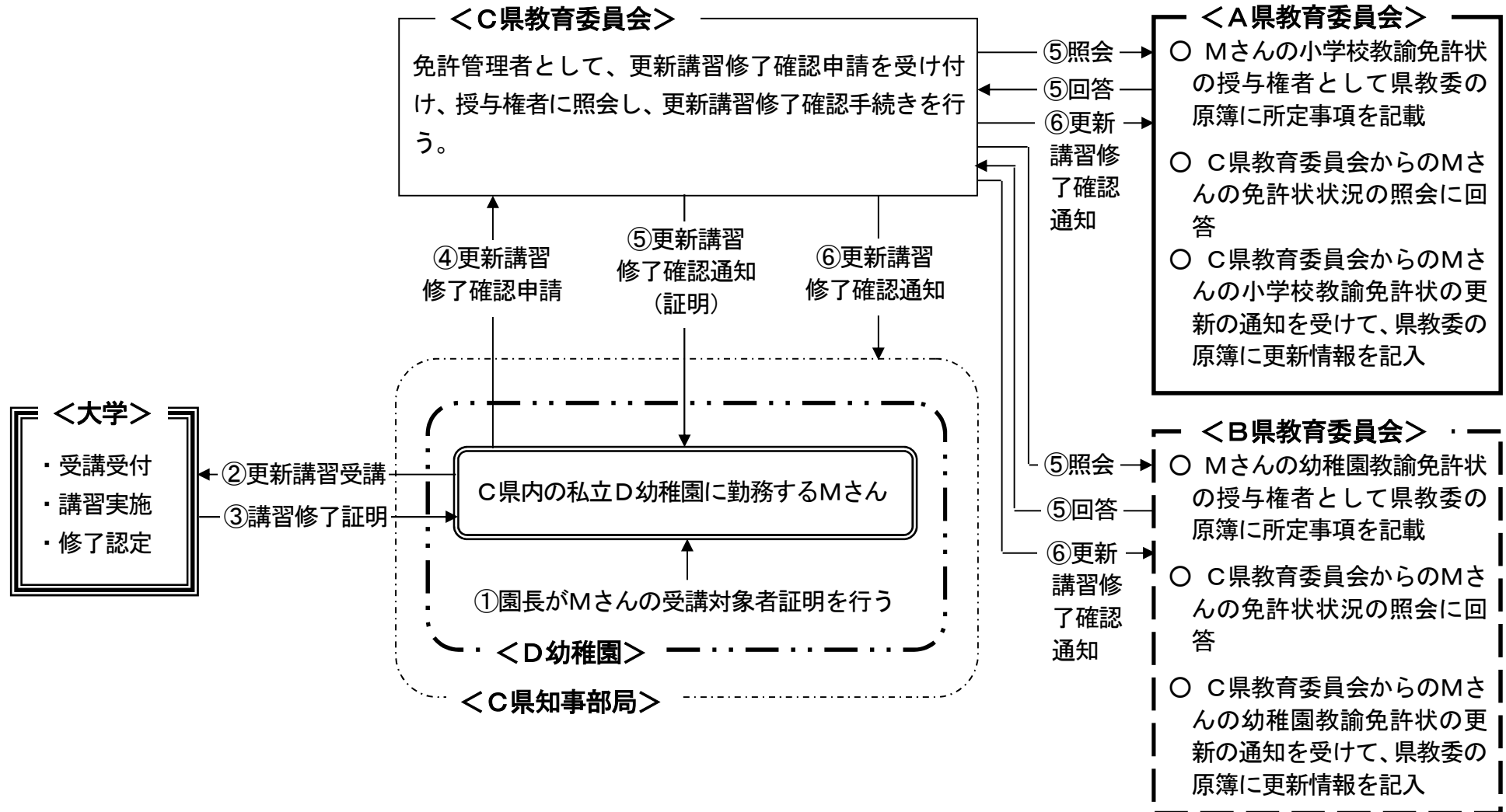
※教員として採用された日から修了確認期限までの期間が2年2か月に満たない場合、当該採用日から起算して2年2か月間の範囲内で、修了確認期限の延期を行うことができます。

※それまで保育所であった施設が幼保連携型認定こども園に移行した場合など、保育教諭になって2年2か月に満たない場合も、該当します。

(参考図)

私立幼稚園に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※A 県教育委員会から小学校教諭免許状、B 県教育委員会から幼稚園教諭免許状を授与され、現在、C 県内の私立D 幼稚園に勤務する教員の例



5. 免許状更新講習の内容

【本項目でのポイント】

免許状更新講習の具体的な内容、方法は大学等の各開設者が定めるものであることを御理解ください。

免許状更新講習は、免許状更新講習規則に規定される以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学や文部科学大臣が指定する公益法人等が開設者となります。**必修領域を6時間以上、選択必修領域を6時間以上、選択領域を18時間以上、合わせて30時間以上**を受講する必要があります。

領域	事項	時間
必修領域	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	6時間以上
選択必修領域	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組 ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善 チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容	6時間以上
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	18時間以上

備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。

<免許状更新講習の受講の仕方の例>

○必修領域・・・6時間以上

必修領域の講習は、必ず6時間以上で開設されます。

+

○選択必修領域・・・6時間以上

選択必修領域の講習は、必ず6時間以上で開設されます。

+

○選択領域・・・18時間以上

(選択領域のそれぞれの講習に設定されている「対象職種」が、現在就いている職又は今後就くことを希望している職に合った講習を、合計で18時間以上履修することが必要です。(以下、パターン1～3を参照))

【パターン1】

18時間の講習を受講
(例：幼児の指導法 [対象職種：教諭])

【パターン2】

12時間の講習を受講
(例：幼児の指導法 [対象職種：教諭])

【パターン3】

6時間の講習を受講
(例：幼児の指導法 [対象職種：教諭])

6時間の講習を受講
(例：幼児の心理 [対象職種：教諭])

6時間の講習を受講
(例：野外活動の指導法 [対象職種：教諭・養護教諭])

6時間の講習を受講
(例：野外活動の指導法 [対象職種：教諭・養護教諭])

<「選択領域」の講習の選択方法>

選択領域の講習には、「教諭・養護教諭・栄養教諭」のいずれか(複数の対象職種が設定されている場合もあります)の「対象職種」が設定されています。

旧免許状の養護教諭免許状を所持する者が養護教諭として勤務している場合や勤務を希望している場合、選択領域の講習は、「養護教諭」が対象職種

に含まれている講習を18時間受講・修了する必要があります。

また、同様に旧免許状の栄養教諭免許状を所持する者が栄養教諭として勤務している場合や勤務を希望している場合、選択領域の講習は、「栄養教諭」が対象職種に含まれている講習を18時間受講・修了する必要があります。

上記以外の場合（養護教諭免許状や栄養教諭免許状を所持していない場合や、その他の教諭免許状（幼稚園教諭免許状や小学校教諭免許状など）を所持していて教諭として勤務している場合や勤務を希望している場合）は、「教諭」が対象職種に含まれている講習を18時間受講・修了する必要があります。

○免許状更新講習の申込方法

免許状更新講習の内容について、大きくは前ページのように区分されていますが、具体的には各大学が様々な講習名で開設しています。

文部科学省ホームページに各年度で文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習の一覧を掲載しておりますので、各自で希望の講習を選択し、それぞれの募集期間内に各大学へ申し込んで下さい。

文部科学省ホームページ

「講習開設情報」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)

6. 各幼稚園の園長等に取り組んでいただきたい事項

【本項目でのポイント】

各幼稚園、認定こども園に勤務する教職員の方々に対する下記の取組のご協力をお願いいたします。

- ① 教員免許更新制について各教職員に理解促進を図っていただくこと。
- ② 各教職員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等について個別に連絡することは予定していないため、教職員の名簿の整理等により各教職員の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。
- ③ 各教職員が免許状更新講習を受講するに際し、免許状更新講習の受講申込書で幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する教職員、認定こども園に勤務する保育士であることの証明（受講対象者であることの証明）を行っていただくこと。
- ④ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者による更新講習修了確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合、必ず各自が免許管理者に対して免許状更新講習受講免除の認定申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知すること。

※「認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」、「認可保育所の保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」について

- ・ 免許状更新講習を受講することができ、修了確認期限までに講習受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、次回の修了確認期限までの間に幼稚園の教諭、講師等として採用することが可能。
- ・ 講習を受講しないで修了確認期限を経過した場合は、その後に、講習受講・修了し、免許管理者から確認を受けなければ幼稚園の教諭、講師等として採用することは不可。

7. よくある御質問

問1 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についても免許状が失効するのか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された旧免許状の幼稚園教諭免許状を持っているが、現在は幼稚園の教員等の教育職員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、**持っている教員免許状が失効することはありません。**

ただし、修了確認期限が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要です。

問2 「認定こども園に勤務する保育士」、「認可保育所に勤務する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する保育士」のうち教員免許状を有する者についてはどのように取り扱われるのか。

(答)

教員等の教育職員ではありませんので、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されていませんが、これらの保育士は**免許状更新講習を受講することができる者**とされており、任意で各自の修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了及び、免許管理者から更新講習修了確認を受けることができます。

問3 上記の問2以外の認可外保育施設等に勤務する教員免許状を有する保育士について

(答)

これらの保育士は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されておらず、また、受講対象者ではないため、教員免許状を持っていても**免許状更新講習を受講することはできません。**

また、修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

ただし、過去に幼稚園や認定こども園である幼稚園で教員として勤務した経験のある方や、今後、幼稚園等の教員になる可能性があり、

非常勤講師等の登録をしている方、幼稚園等から採用内定を受けている者等、「受講できる者」に該当する場合は、免許状更新講習を受講し、免許管理者の修了確認を受けることができます。

問4 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。最初の修了確認期限も過ぎています。各都道府県教育委員会が行う教員採用試験では、教員免許取得（見込み）が受験資格になっていますが、現在の状態でも受験することができますのでしょうか。

（答）

文部科学省では、教員採用を行う各都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人等に対して、教員免許状を持っている方で上記の「修了確認期限」を経過している場合でも、そのことのみをもって採用試験の受験を認めないこととするものがないよう要請しています。

ただし、この場合、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要となっていますので、採用日までの期間が短い場合は、あらかじめ免許状更新講習の受講等をはじめなど、採用されるまでに全ての手続きを完了させることができるよう、計画的に免許状の更新に必要な手続きを進めてください。

(参考) 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

① 教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
電話：03-5253-4111（内線3572）
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

② 教員免許更新制の制度の詳細

→文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

「<解説>教員免許更新制のしくみ」（文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm) に掲載中)
をご覧ください。

③ 最初の修了確認期限の確認

文部科学省ホームページの「修了確認期限をチェック」のコーナーをご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

④ 現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きの流れ」（文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm) に掲載中)
をご覧ください。

⑤ 講習開設情報について

「講習開設情報」（文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm) に掲載中) をご
覧ください。

⑥ 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて

「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」（文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/1314000.htm) に掲載中) を
御覧いただき、各都道府県教育委員会の教員免許更新制担当へお問い合わせく
ださい。